平成２８年（フ）第２１３号
神戸市長田区東尻池町１丁目４番10号　河島マンション302号
債務者　吉田　博樹
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２０号
神戸市中央区御幸通３丁目２番４－631号、従前の住所神戸市中央区中山手通２丁目18番８号パインヒルズ山手202
債務者　大崎　勝美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３０号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番24―44号
債務者　伊藤　祥子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４０号
神戸市北区有野町唐櫃1617番地　セトルメント六甲Ｃ－106号
債務者　加藤　憂也
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４６号
神戸市灘区大石東町１丁目２番１－903号
債務者　福島サチヱ
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７０号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目64番地　カーサカリーナデュエ205号
債務者　金山　真也
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７２号
広島市中区舟入本町４番15―702号
債務者　是貞永理華
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８号
大分県玖珠郡九重町大字田野953番地
債務者　黒田　博幸
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第１１１６号
大阪市北区長柄中１丁目３番26号アンゴロパラッツォ605号室
債務者　武田　惇平
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１６７号
大阪府豊中市螢池南町３丁目２番８－303号
債務者　北岡　裕一
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１９７号
大阪市住之江区北島１丁目10番９－104号
債務者　品山　初美
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３８６号
大阪市平野区加美北８丁目19番３－104号
債務者　竹田　宗史
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

財産状況報告集会等の期日

平成２０年（フ）第１９５８４号
東京都港区赤坂２丁目14番11号
破産者　株式会社スキャンテクノロジー
財産状況報告集会・計算報告の期日　平成28年５月24日午後３時
平成28年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９９４５号
東京都中央区銀座７丁目７番15号
破産者　株式会社スペースプロパティー
財産状況報告集会・計算報告の期日　平成28年５月24日午後３時
平成28年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９９４６号
東京都千代田区有楽町１丁目６番10号
破産者　株式会社日比谷プロパティー
財産状況報告集会・計算報告の期日　平成28年５月24日午後３時
平成28年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９９４７号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目38番１号
破産者　株式会社新宿プロパティー
財産状況報告集会・計算報告の期日　平成28年５月24日午後３時
平成28年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９９４８号
東京都台東区上野２丁目８番７号
破産者　株式会社上野プロパティー
財産状況報告集会・計算報告の期日　平成28年５月24日午後３時
平成28年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４７号
栃木県足利市本城２丁目1912番地８
破産者　相場　賢一
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部